

飲食店や店舗などを利用するすべての人の安全と安心のために…

# 違反対象物の公表制度



## 違反対象物公表制度とは？

ホテル、飲食店、映画館などの不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が未設置)のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を広島市ホームページ等において公表する制度のことです。

広島市 違反公表

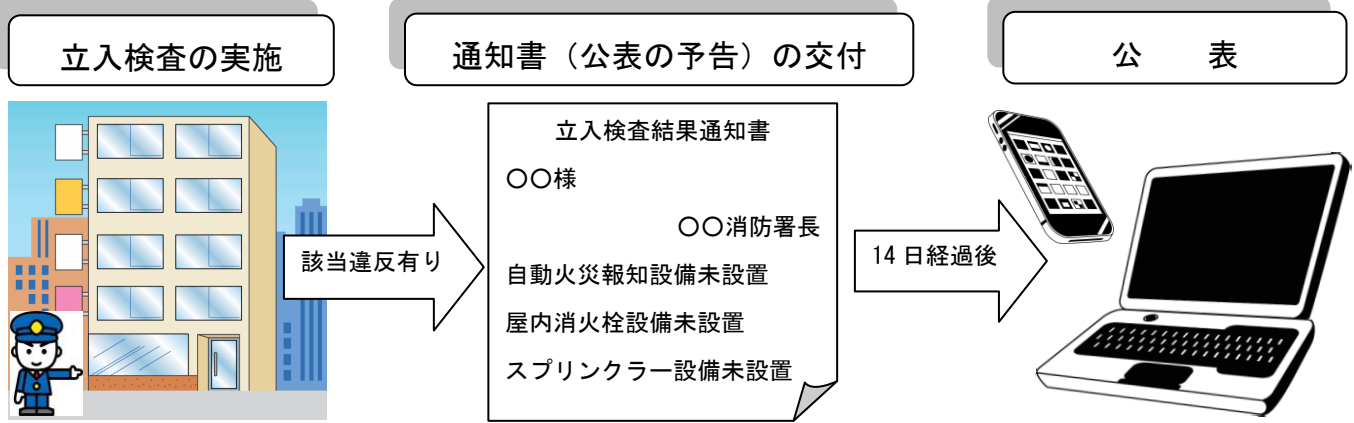
検索



広島市消防局



## 公表までの流れ



## 公表内容

公表する内容は、①建物の名称、②建物の所在地、③未設置違反となっている設備名、④違反が建物内の部分的な違反である場合の位置等、⑤その他消防長が必要と認める事項となっています。

以下は広島市ホームページ上への掲載例です。

No	① 防火対象物の名称	② 防火対象物の所在地	違反の内容		⑤ その他消防長が必要と認める事項
			③ 未設置設備	④ 違反の位置等	
1	○○○○ビル	○○区○○町○丁目○番○号	自動火災報知設備 スプリンクラー設備	2階○○部分 防火対象物全体	自動火災報知設備着工届出済

## 公表方法

- 1 広島市ホームページの消防ページ内の「違反対象物の公表」に掲載
- 2 広島市消防局本部、違反を有する建物を管轄する消防署及び消防出張所の閲覧用ファイルによる閲覧

## 建物関係者の方へ

所有・管理する建物が、次のような変更を行う場合は、事前に最寄りの消防署にご相談ください。

- ・ 飲食店、物品販売店舗、診療所、福祉施設などの用途が新たに入居する場合
- ・ 増築や改築、隣接建物との接続などを行う場合

※ このような変更により、建物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が必要となることがあります。これらの設備が設置されていなければ、公表の対象になります。

## 問い合わせ先

署	電話番号	署	電話番号
中消防署予防課査察係	546-3511 (直通)	安佐南消防署予防課査察係	877-4101 (代)
東消防署予防課査察係	263-8401 (代)	安佐北消防署予防課査察係	814-4795 (代)
南消防署予防課査察係	261-5181 (代)	安芸消防署予防課査察係	822-4349 (代)
西消防署予防課査察係	232-0381 (代)	佐伯消防署予防課査察係	921-2235 (代)

※ 海田町、熊野町及び坂町については安芸消防署に、安芸太田町及び廿日市市吉和地区については安佐北消防署にお問い合わせください。